

長野市上下水道局マンホール広告取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市上下水道局（以下「局」という。）が管理するマンホールの蓋（以下「マンホール蓋」という。）への広告掲載に関して必要な事項を定める。

(広告の種類)

第2 マンホール蓋に掲載する広告（以下「広告」という。）は、次のとおり分類する。

(1) 公共広告

広告の目的が公共的な性格を持ち、その内容が本市及び局の施策等と合致するものと局が認めるもの（協賛者名等が掲載されたものを含む。）

(2) 商業広告

企業及び商品の名称又はデザイン等、商業的な情報等が掲載されたもの

2 局は、前項に定める広告の種類ごとに、広告を掲載するマンホール蓋を決定する。

(広告掲載の基準)

第3 掲載する広告は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 本市及び局の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの又はこれに類似するもの

(5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

(6) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(7) そのほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるもの

2 広告の内容は、長野市屋外広告物条例第4条、長野市広告掲載取扱要綱第3及び本市が定める広告掲載基準に基づくものとする。

(規格等)

第4 広告の規格等は、次のとおりとする。

(1) 大きさ

広告を掲載するマンホール蓋に適合するもの（枠部分を含み直径50センチメートルまたは直径26.5センチメートルの円形）

(2) 仕様

ステンレス製プレートに広告デザインを印刷したシートを貼付し、表面に滑り止めの特種エンボス加工を施したもの

(掲載の募集)

第5 広告の掲載の募集は、本市及び局の広報紙、ホームページ及び公式SNS等により行う。

(広告掲載の申込手続)

第6 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)は、局が広告の掲載を決定したマンホール蓋から広告掲載を希望するものを選択し、指定する期日までに、長野市上下水道局マンホール広告掲載申込書(様式第1号)に、次に掲げるものを添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1)パンフレット及び会社案内等の会社概要がわかるもの(商業広告のみ)
- (2)そのほか、必要に応じて局が指示する広告掲載に必要なもの

(広告掲載者の決定等)

第7 管理者は、第6第1項の規定による申込に対して、以下のいずれにも該当しない場合に掲載を許可する。

- (1)市税、水道料金及び下水道使用料の滞納がある場合
 - (2)本市の入札に係る指名停止措置の期間中の場合
 - (3)当該マンホール蓋の周辺の事業者の事業の妨げになるおそれがある場合
 - (4)前各号に掲げるもののほか、管理者が掲載することが適切でないと判断した場合
- 2 商業広告の募集において、第6第1項の申込が同一のマンホール蓋に対して複数提出された場合は、次の順位により広告掲載者(以下「広告主」という。)を決定する。
- 第1順位 市内に本社・事業所を有する民間企業等で、当該マンホール蓋に事業拠点が隣接しているもの
 - 第2順位 市内に本社・事業所を有する民間企業等で、第1順位に該当しないもの
 - 第3順位 上記いずれにも該当しないもの
- 3 同じ順位の申込が複数提出された場合は、くじにより広告主を決定する。ただし、特別な事情がある場合には、管理者が順位を定めることができる。
- 4 管理者は、広告主を決定した場合は、長野市上下水道局マンホール広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により、掲載希望者に通知する。

(広告掲載内容の決定等)

第8 広告掲載の決定を受けた広告主は、マンホール広告のデザインデータを局が指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 局は、広告主に掲載内容の修正を指示することができるものとする。
- 3 広告掲載内容の審査について、公共広告の掲載内容は局が審査を行い、商業広告の審査は長野市広告審査委員会が行う。

(広告掲載の申請手続)

- 第9 第8に定める審査後、広告主は長野市上下水道局マンホール広告掲載申請書兼行政財産使用許可申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)を管理者に提出しなければならない。
- 2 管理者は、前項の申請書を受領した場合は、長野市上下水道局マンホール広告掲載許可書兼行政財産使用許可書(様式第4号)により、掲載希望者に通知する。
- 3 商業広告における道路占用申請は、局が道路管理者に対して行う。

(広告の制作、設置)

- 第10 広告主は、第8の審査を受けたデザインにより、局が指定する仕様及び規格に適合するよう、広告の制作を行うものとする。
- 2 広告主は、広告が完成したときは、速やかに局に引き渡すものとする。
- 3 局は、広告の引き渡しを受けたときは、長野市上下水道局マンホール広告掲載開始通知書(様式第5号)により、掲載開始日を広告主に通知した上で設置する。
- 4 広告の制作に係る費用は、広告の種類を問わず、広告主が負担するものとする。

(掲載期間)

- 第11 広告を掲載する期間(以下「掲載期間」という。)は、掲載開始日から、その年度の翌年度の末日までとする。ただし、広告主が希望する場合は、1年を単位として延長することができる。
- 2 前各項の規定に関わらず、特別な事情があると管理者が認める場合には、広告主との協議により掲載期間を定めることができる。

(掲載期間の変更)

- 第12 広告主は、第11第1項ただし書きに規定する掲載期間の延長を希望するときは、掲載期間が満了する月の6か月前までに、長野市上下水道局マンホール広告掲載変更申請書兼行政財産使用許可変更申請書(様式第6号。以下「変更申請書」という。)を管理者に提出しなければならない。
- 2 広告主は、掲載期間の短縮を希望するときは、掲載の終了を希望する日の6か月前までに、変更申請書を管理者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、期限までに申請ができない場合は、局と広告主が協議の上、掲載終了日を決定する。
- 3 管理者は、変更申請書の提出があったときは、速やかに掲載期間の変更の可否を決定しなければならない。
- 4 管理者は、掲載期間の変更の可否を決定した場合は、長野市上下水道局マンホール広告掲載変更決定通知書兼行政財産使用許可変更決定通知書(様式第7号。以下「変更決定通知書」という。)により、広告主へ通知する。

(広告料)

第13 広告の掲載料（以下「広告料」という。）の月額は、広告1個当たり、次のとおりとする。

広告の種類	広告料（月額）
公共広告	無料
商業広告	6,600円

- 2 広告料には消費税、地方消費税及び道路管理者が定める占用料を含む。
- 3 広告料の起算日は掲載開始日とする。
- 4 1か月に満たない日数は1か月に切り上げる。
- 5 広告主は、管理者が指定する期日までに、局が発行する納付書により、当該年度の広告料を一括して納付しなければならない。

(維持管理等)

第14 広告の掲載されたマンホール蓋に係る点検等の維持管理は局が行う。

- 2 局は、前項の維持管理に起因して第三者に損害を与えた場合は、その責を負う。ただし、広告の表示内容に起因して第三者に損害を与えた場合は、広告主がその責を負うものとする。

(掲載の一時中断)

第15 局は、広告掲載期間中であっても、維持管理又は設置箇所及びその付近における工事等のやむを得ない理由がある場合は、広告の掲載を一時中断することができる。この場合において、掲載期間の延長は行わない。

(広告破損時の取扱い)

第16 広告掲載期間中に広告に破損等が生じた場合は、広告主は、原状回復しなければならない。なお、原状回復に要する費用は広告主が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、破損等の発生が局の責によるときは、原状回復に要する費用は、局が負担する。
- 3 局は、前各項の場合において、安全確保のため広告の掲載を一時中断することができる。この場合において、掲載期間の延長は行わない。
- 4 第1項の場合において、破損の程度が著しい等の理由により、広告主が原状回復を希望しない場合には、第12第2項の申請を行い、広告掲載を終了することができる。

(掲載の一時中断の決定及び再開)

第17 管理者は、第15及び第16第3項の規定により、広告掲載の一時中断を決定した場合は、長野市上下水道局マンホール広告掲載一時中断決定通知書 兼 行政財産使用許可一時中断決定通知書（様式第8号）により、広告主へ通知する。

- 2 管理者は、広告掲載を再開する場合は、長野市上下水道局マンホール広告掲載再開決定通知書 兼 行政財産使用再開決定通知書（様式第9号）により、広告主へ通知する。

（広告内容の変更）

- 第18 広告主は、掲載期間中に広告の内容を変更しようとするときは、変更申請書に広告原案（デザインのわかるもの）を添えて、管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書の提出があったときは、第8の規定により、内容の変更の可否を決定する。
 - 3 管理者は、前項により変更の可否を決定した場合は、変更決定通知書により、広告主へ通知する。
 - 4 変更後の広告の掲載期間は、当初の掲載期間の残期間とする。
 - 5 変更後の広告に対する広告料は、変更前の広告について納付済みの広告料をもって納付されたものとして扱う。
 - 6 変更後の広告の制作、設置については、第10を適用する。

（決定の取消し）

- 第19 管理者は、広告掲載決定後、広告主が次の各号のいずれかに該当した場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。広告掲載期間中に該当した場合も同様とする。
- (1) 指定する期日までに、広告主が広告料を納入しない場合
 - (2) 市税、水道料金及び下水道使用料を滞納した場合
 - (3) 災害そのほかのやむを得ない理由により、広告の掲載が不可能となった場合
 - (4) 本市の入札に係る指名停止措置を受けた場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が掲載することが適切でないと判断した場合
- 2 管理者は、前項の規定により、広告の掲載の決定を取り消した場合は、長野市上下水道局マンホール広告掲載決定取消通知書 兼 行政財産使用許可取消通知書（様式第10号）により、広告主へ通知する。
 - 3 前各項に規定する決定の取り消しにより、広告主に発生する損害については、局はその責を負わない。

（撤去）

- 第20 局は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告を撤去する。
- (1) 掲載期間が終了した場合
 - (2) 第15の規定により広告掲載を一時中断した場合
 - (3) 第16第3項の規定により広告掲載を一時中断した場合
 - (4) 第16第4項の規定により広告の掲載を終了した場合
 - (5) 第19第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合

- 2 前項第1号、第3号、第4号及び第5号の場合にあつては、局は、撤去後の広告を広告主に返却する。なお、返却に係る費用が発生した場合は、広告主の負担とする。

(広告料の還付)

第21 第15及び第16第2項の規定により、掲載の一時中断を行った場合は、その期間に相当する広告料を還付する。

- 2 広告主の責に帰すことのできない災害そのほかのやむを得ない事由により、広告の掲載が不可能となった場合は、掲載が不可能となった日から当該年度末までの期間に相当する広告料を還付することができる。
- 3 第12第2項に定める掲載期間の短縮、第16第1項及び第3項に定める掲載の一時停止、同第4項に定める広告掲載の終了、第19第1項に定める掲載の取り消しを行った場合は、掲載許可期間内であっても広告料は還付しない。
- 4 第1項及び第2項に規定する広告料の還付は月額単位とし、1か月に満たない日数は切り捨てる。
- 5 広告主は、第2項に規定する額の還付を求める場合は、長野市上下水道局マンホール広告料還付請求書(様式第11号。以下「広告料還付請求書」という。)を管理者に提出しなければならない。ただし、還付の対象となる事由の発生した日から5年を経過した場合は、還付を求めることができない。
- 6 管理者は、第1項に該当する場合又は第5項の広告料還付請求書の提出があつたときは、速やかに還付の可否及び還付額を決定し、長野市上下水道局マンホール広告料還付決定通知書(様式第12号)により広告主へ通知し、還付手続きを行う。

(広告主の責任)

第22 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(損害賠償請求)

第23 広告の内容により、局が損害を被った場合は、管理者は広告主に対して、損害賠償請求を行うことができる。

(その他)

第24 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。